



平成14年8月に住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)がスタートしました。住基ネットが保有する4情報などを行政機関が利用することにより、パスポートの申請に必要な住民票の写しや共済年金の現況届などがいらなくなりました。さらに、平成15年8月からは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化のサービスが開始されるとともに、希望者に住民基本台帳カードを交付します。

また、公的個人認証サービスに対しては、住基ネットから住民の方が異動した旨の情報を提供することにより、この方のサービスが自動的に停止されず。

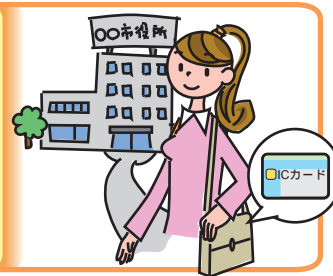
● 住基ネットとは? ●

住基ネットは、これまで市区町村が管理していた情報のうち4情報(氏名・住所・生年月日・性別)などを都道府県や国の機関等が法律で決められた事務に活用することにより、住民サービスの向上と行政の効率化を図るシステムです。専用回線の利用や通信相手の相互認証機能などにより外部への漏えいを防止し、操作者のチェックや操作履歴の管理により内部の不正を防止しています。

公的個人認証サービスをご利用になるには

1

住民基本台帳カードなどのICカードを持って、市区町村役場へ行きます。



2

電子証明書発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書(免許証など)を提示します。



3

窓口を設置されている鍵ペア生成装置にICカードをセットし、画面の表示に従って電子証明書の発行に必要な鍵ペアを作成します。



4

窓口でICカードを提出し、電子証明書をICカードの中に記録します。



公的個人認証サービス

ICカード(住民基本台帳カード等)を利用した、公的個人認証サービスがスタート。行政機関への申請手続きなどが、自宅のパソコンから手軽にできるようになります。

戸籍謄抄本

パスポート

納税申告

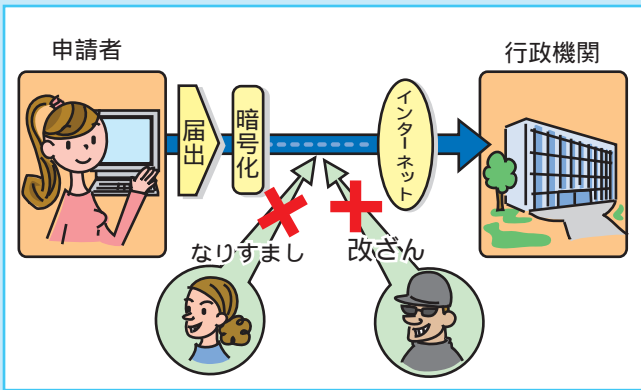


公的個人認証サービス都道府県協議会

総務省

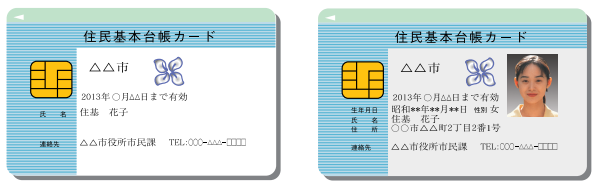
公的個人認証サービスって何？

今後、様々な行政手続がインターネットを通じてできるようになります。この際、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんなどを防ぐ必要があります。公的個人認証サービスとは、電子証明書を交付することによりこうした機能を全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。



住民基本台帳カードは、個人情報を守るICカードです。

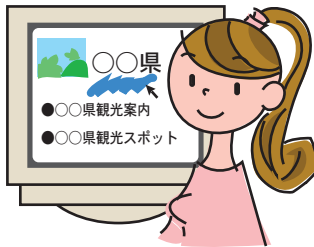
希望する方に市区町村が交付する住民基本台帳カードには、高度なセキュリティ機能を備えたICカードが採用されています。住基ネットの端末での本人確認や公的個人認証サービスのほか、市区町村が条例で定めるサービスに活用することができますが、カードに記録された情報の覗き見や改ざん、カードの偽造などを防止することができます。



インターネットによる オンライン申請・届出 のイメージ

step1 パソコンから行政機関へアクセス

自宅等のパソコンで、申請や届出をしたい行政機関のホームページを開きます。
パソコンにはあらかじめ必要なソフトをインストールしておく必要があります。



step2 利用したい項目を選択



利用したい申請・届出のページを開きます。
クリック

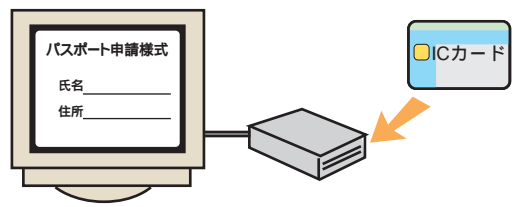
step3 必要事項を記入



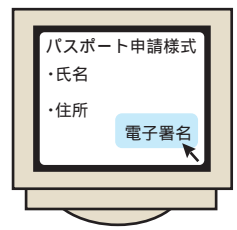
申請や届出に必要な項目(氏名や住所など)を入力します。

step4 ICカードをセットし、暗証番号を入力

電子証明書が記録された住民基本台帳カード等のICカードをリーダライタにセットし、暗証番号を入力します。電子証明書は、事前に市区町村役場で申請して、入手してください。(裏表紙参照)



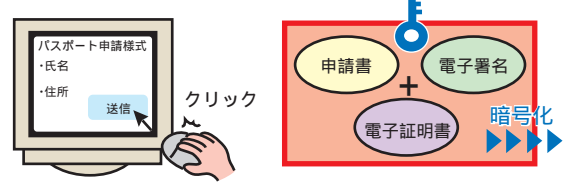
step5 “電子署名”をクリック



電子署名をクリックすると、ICカードとパソコン間で情報がやり取りされます。
クリック

step6 “送信”をクリック

送信をクリックすると、申請書、電子署名、電子証明書が暗号化され、行政機関に送られます。



step7 行政機関で受付

電子証明書の確認や申請書との照合が行われ、申請や届出が受け付けられます。



申請終了!

行政機関で受付